

第十七章 許容應力

第七十三條 コンクリートの許容應力

(1) 鉄筋コンクリート部材に於けるコンクリートの應力は、次の許容應力を超過すべからず。

許容軸壓應力

但し σ_{28} が如何に大なる場合と雖も σ_{ca} は 50kg/cm^2 を超過すべからず。

許容彎曲圧應力(軸應力を伴ふ場合も含む)

但し σ_{28} が如何に大なる場合と雖も σ_{ca} は 65kg/cm^2 を超過すべからず。

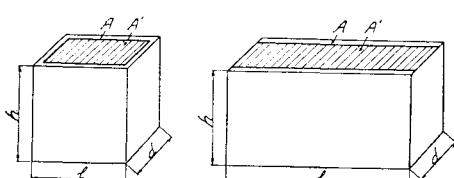
許容剪應力

許容附着應力

(2) コンクリートの支圧應力は、次の許容應力を超過すべからず。

許容支壓應力

但し σ_{28} が如何に大なる場合と雖も σ_{ca} は 55kg/cm^2 を超過すべからず。



$\hookrightarrow h > d$ ($l > d$ の場合)

第三圖

但し支承面に特に螺旋筋等を挿入して支壓強度を高めたる場合には σ_{ca} を 65kg/cm^2 まで高むる事を得。斯かる方法を行はざる場合にも支承の表面積 A が支壓應力を受くる面 A' より大なる場合には、其の許容支壓應力 $\sigma_{ca'}$ は次式に依る事を得（第三圖参照）。

第七十四條 鉄筋の許容應力

鉄筋の應力は次の許容應力を超過すべからず。

許容張應力 $\sigma_{sa} = 1,200 \text{ kg/cm}^2$

許容壓應力 $\sigma_{sa}' = 1,200 \text{ kg/cm}^2$

第七十五條 地震力を考慮したる場合の許容應力

地震の影響を考慮したる場合には、前二條に規定する許容應力を 1.5 倍迄増大することを得。